

想いをとどける

新生銀行ではじめる 遺言信託

このような方はぜひご覧ください

円滑な相続により、円満な家族関係を続けていくことを願っている方

長年連れ添った配偶者や、老後の世話をしてくれた家族へ
感謝の想いを贈りたい方

将来を見据えてご自身の財産について考えたい方

- 本商品は三菱UFJ信託銀行／山田エスクロー信託の商品であり、新生銀行は三菱UFJ信託銀行の信託代理店、山田エスクロー信託の業務提携店として取扱をしております。
- 本商品につきましては、三菱UFJ信託銀行の信託代理店として媒介(商品のご紹介と情報の取次ぎ)を、山田エスクロー信託の業務提携店として取次ぎを、いたします。ご契約に際しては、お客さまと三菱UFJ信託銀行／山田エスクロー信託が契約当事者となります。

ちょっと考えてみませんか？ご自身の相続のこと

誰しもいつか必ず起こる相続ですが、事前の対策が不十分なために次のような問題が発生することがあります。

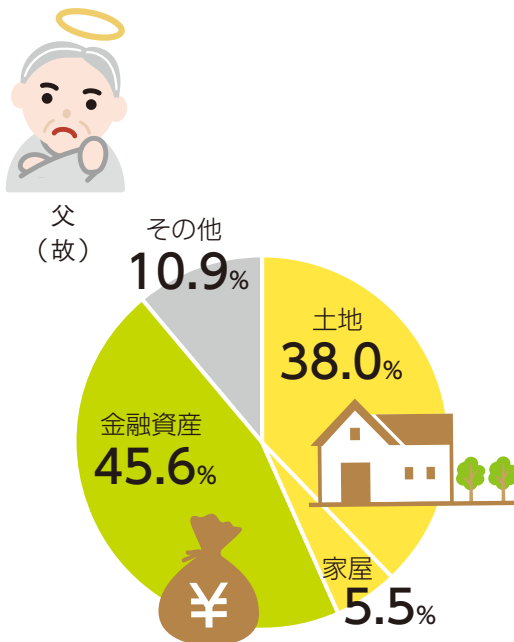
たとえば① 遺産分割がうまくいかない…

相続財産の大半が分割しづらい不動産(土地や家屋等)の場合、被相続人の遺産の分割をきっかけとして、家族間の思わぬトラブルにつながることも少なくありません。

相続発生

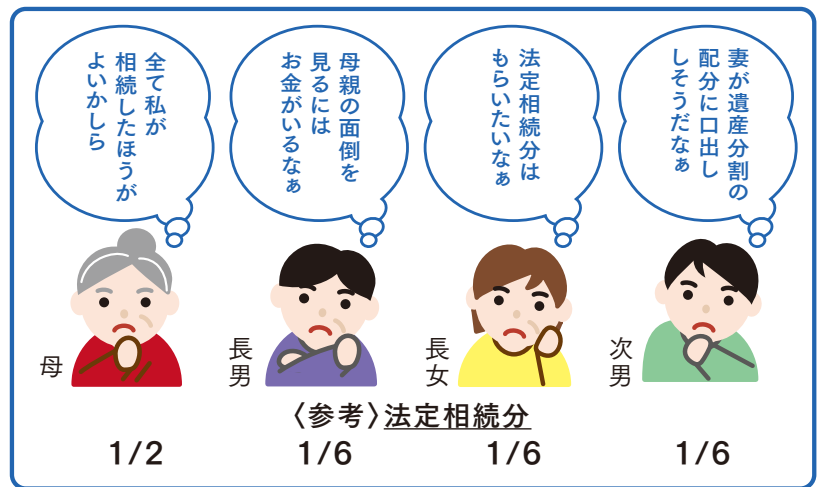
遺産分割協議(話し合い)により配分を決定

※相続人全員の参加と合意が必要



相続財産の金額の構成比

出典: 国税庁「平成28年分の相続税の申告の状況について」



どうしても意見がまとまらなければ…

家庭裁判所での「調停」「審判」による分割へ

たとえば② 煩雑な相続手続きの負担…

相続にかかる届出や各種財産の名義変更手続きは、のこされたご家族にとって大きな負担となります。

〈注〉相続発生を知った日の翌日から10カ月以内に納付することが求められます



特にこのような方は相続に向けた対策が必要です！

ケース① “とりあえず”妻が全額相続すればいいかなと考えている方

○父親が亡くなった際に“とりあえず”母親が全額相続するというケースがあります。

1次相続 (父親が亡くなる)	相続財産	遺産分割協議(話し合い)	〈参考〉相続税の主な控除・特例
	<p>相続財産の金額の構成比 出典: 国税庁「平成28年分の相続税の申告の状況について」</p>	<p>母 = 全財産を相続</p> <p>母親の面倒を見るにはお金がかかるなあ</p> <p>母親の相続の時にももらえればいいかな</p>	



○結果、母親が亡くなった際(2次相続)に、子ども達の中で、もめてしまいました。

2次相続 (母親が亡くなる)	相続財産	遺産分割協議(話し合い)	〈参考〉相続税の主な控除・特例
	<p>母(故) 夫の相続財産 + 自身の財産</p> <p>不動産の割合が大きいと法定相続分とおりに分けることは困難</p>	<p>長男: 自宅は長男である自分がもらうぞ! 介護もしっかりやってきたんだし多めにもらって当然だ!</p> <p>長女: 私にも半分(法定相続分)頂戴よ! いろいろ入用で大変なんだから!</p>	

遺産分割は…

父(故)

妻と息子に任せておけばうまくいったのになあ…

こうしておけば…

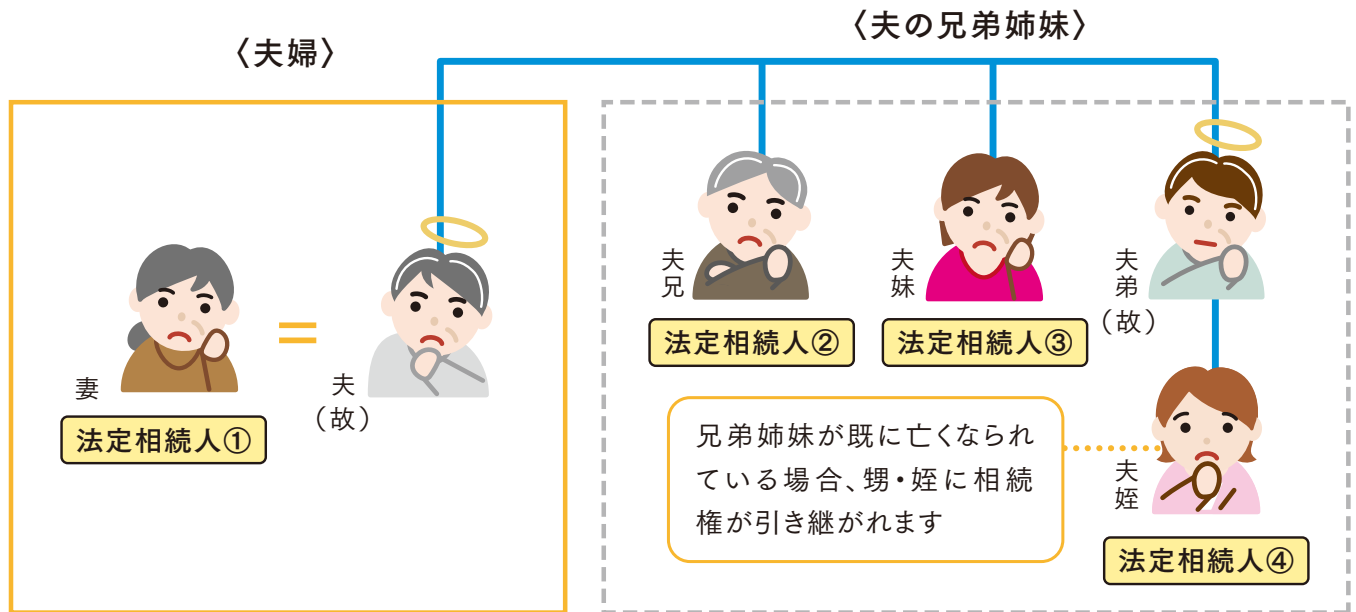
母(故)

主人の相続のときに、子どもたちにも配慮した分け方をしておけばよかったわ

ケース②

子どもがいない夫婦

○配偶者が亡くなられた場合、配偶者の親族(兄弟姉妹等)にも財産を引き継ぐ権利(法定相続分)があります。普段疎遠にしている親族との遺産分割協議は円滑にまとまらない可能性があります。



遺産分割は…



妻

主人の親族も法定相続人になるから遺産分割協議が必要になるのね…
夫婦で築いてきた財産だから、当然私が全財産を相続できるものと思っていたわ…

こうしておけば…



夫 (故)

「妻に全財産を相続させる」という遺言を書いておけば遺産分割協議なんて必要なかったのになぁ…



亡くなられた方の兄弟姉妹や甥・姪には遺留分(民法が保障している最低限度の相続分)がありません。そのため本ケースの場合、遺言に「妻に全財産を相続させる」と書いておけば、仮に兄弟姉妹が遺言の内容に不満があったとしても、妻が全財産を相続することができます。

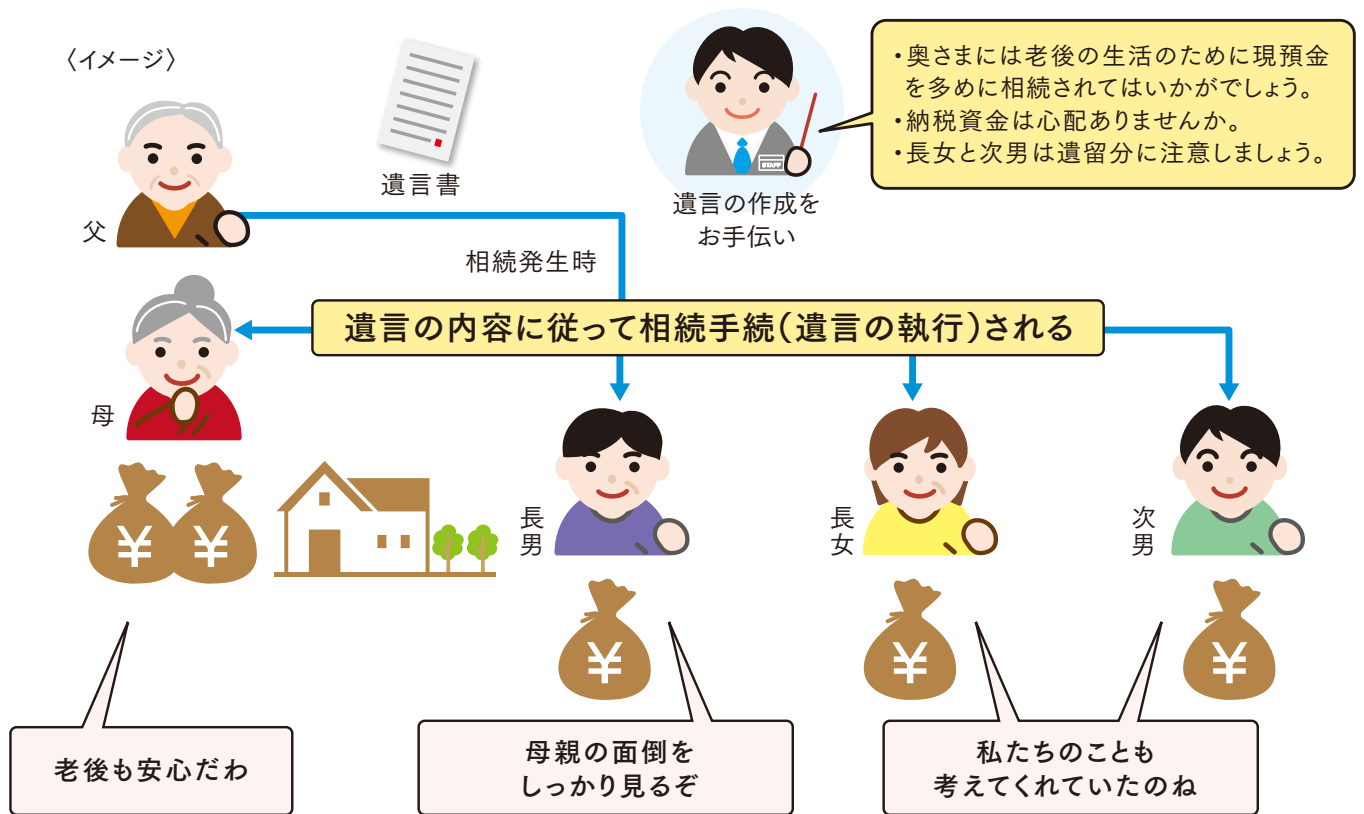
「遺言信託」でしっかりとした事前準備を！

「遺言信託」は遺言に関する事前の相談から、遺言の作成・保管、相続が発生した際の遺言の執行までを行うものです。

解決策 ①

専門家のアドバイスによる「遺言」の作成！

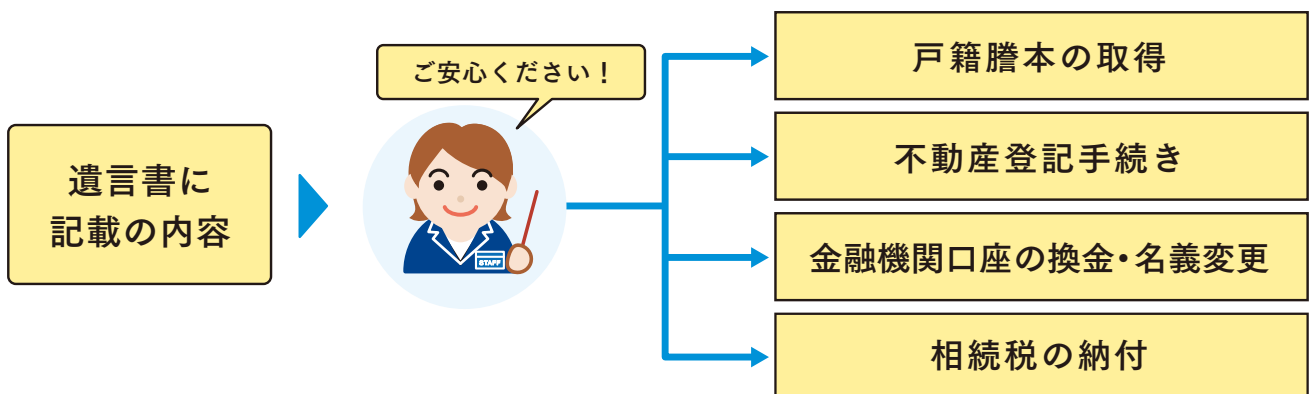
お客さまのご意向や家族構成・保有財産を踏まえ、信託銀行／信託会社の専門家が適切な遺産分割の考え方をアドバイスいたします。最終的には公証役場で公正証書遺言を作成し、相続人同士の無用な争いを回避できるよう準備いたします。



解決策 ②

「遺言執行」により相続手続きの負担が軽減！

遺言の内容実現のために、信託銀行／信託会社が遺言執行者として相続手続きを行います。



※税理士、司法書士が行う業務につきましては、それらの専門家が担当いたします。

よくあるご質問にお答えします



健康には自信があるので、遺言書を作成するのはまだ早いと思うのですが…

ご自身の体調に不安を覚えたことをきっかけに遺言を作成する方は少なくないようです。しかしながら、遺言を作成するためには、自分の全財産を調べて、自分の意思で誰にどのように分けるかを考える体力と気力が必要です。ご家族の安心の備えとして、ぜひお元気なうちに作成されてはいかがでしょうか。



公正証書遺言ではなく自筆証書遺言の方が手軽に作成できるのではないのでしょうか？

自筆証書遺言はいつでもどこでも手軽に作成でき、費用もほとんどかからないメリットがあります。一方で、保管場所が分からなくなりやすい点や、法令で定められた要件を満たさない場合無効となる点、相続発生時には家庭裁判所での検認(遺言書の偽造・変造を防止するための手続。通常1-2カ月の時間を要する)が必要となるため相続人に負荷がかかる点などには注意しましょう。公正証書遺言は費用がかかりますが、公証役場の公証人が遺言を作成するため、無効となる可能性は低く、家庭裁判所での検認が不要であるため円滑に遺産分割の開始が出来ます。メリット・デメリットとともに、相続時のご家族の負担感も考えて、どちらの方式にするか決められてはいかがでしょうか。



新生銀行は三菱UFJ信託銀行の信託代理店、山田エスクロー信託の業務提携店として遺言信託をお取り扱いしております。



三菱UFJ信託銀行

三菱UFJ信託銀行株式会社



株式会社山田エスクロー信託

●遺言信託業務(以下、本商品)には三菱UFJ信託銀行/山田エスクロー信託所定の手数料がかかります(詳しくは各社作成のパンフレットをご覧ください)。【三菱UFJ信託銀行の手数料例】①100万円型プランの場合<新規作成時>取扱手数料1,080,000円(消費税込み)、<遺言書の書き換え時>変更取扱手数料54,000円(消費税込み)、<遺言保管中>年間保管料5,400円(消費税込み)、<遺言執行完了時>相続税評価額による執行対象財産額が2億円の場合は遺言執行報酬1,836,000円(消費税込み)がかかります。②30万円型プランの場合<新規作成時>取扱手数料324,000円(消費税込み)、<遺言書の書き換え時>変更取扱手数料54,000円(消費税込み)、<遺言保管中>年間保管料5,400円(消費税込み)、<遺言執行完了時>相続税評価額による執行対象財産額が2億円の場合は遺言執行報酬2,916,000円(消費税込み)がかかります。【山田エスクロー信託の手数料例】(新規作成時)取扱手数料324,000円(消費税込み)、(遺言保管中)年間保管料無料、(遺言執行完了時)相続税評価額による執行対象財産額が1億円の場合は遺言執行報酬1,080,000円(消費税込み)がかかります(平成30年2月1日現在)。また税務申告にかかる税理士費用や相続登記にかかる司法書士費用等、公証役場費用等の諸費用が別途かかります。●【お引き受け範囲】三菱UFJ信託銀行/山田エスクロー信託がお引き受けできる遺言執行の範囲は、法律により財産の処分・相続に関するものに限られています。遺言執行の対象となる財産については、遺言の内容にしたがって三菱UFJ信託銀行/山田エスクロー信託が執行できる範囲に限らせていただきます。遺言の内容によっては、お引き受けできない場合もありますので、個別にご相談ください。ご相談の内容についての秘密は厳守いたします。●本商品は三菱UFJ信託銀行/山田エスクロー信託の商品であり、新生銀行は三菱UFJ信託銀行の信託代理店、山田エスクロー信託の業務提携店として取扱しております。●本商品につきましては、三菱UFJ信託銀行の信託代理店として媒介(商品のご紹介と情報の取次ぎ)を、山田エスクロー信託の業務提携店として取次ぎを、いたします。ご契約に際しては、お客さまと三菱UFJ信託銀行/山田エスクロー信託が契約当事者となります。

お問い合わせはお気軽に(担当者からお電話にて折り返しご連絡いたします)

新生パワーコール ▶ 0120-456-007

電話がつながりましたら※8▶4と順番にプッシュ、オペレーターにつながります。

インターネット ▶

新生銀行

検索

www.shinseibank.com

Color your life



新生銀行